計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項の指定により付与された特定権利利益	平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害に際し災害救助法が適用された市町村の区域に特定権利利益の対象となる計量器を所在させている者
計量法第百二十一条の二の認定により付与された特定権利利益	
計量法第百四十三条第一項本文の登録により付与された特定権利利益	
計量法第七十二条第二項の政令で定める特定計量器の検定証印により付与された特定権利利益	
計量法第七十五条第二項の装置検査証印により付与された特定権利利益	
計量法第百四条第一項の基準器検査証印により付与された特定権利利益	

○国土交通省告示第二百九十三号

印西都市計画事業新住宅市街地開発事業千葉北部地区新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

工区番号

003―14―3、005―20―6、005―49―1、005―49―2、008―47―3、008―47―4、008―47―5、008―54―5、012―05、015―19―2、190―11―1、190―11―2、190―11―3、190―11―5、190―12―3、190―12―4、190―13―2、190―13―3、190―15―2、190―15―3、190―28、190―45、190―13―4、210―121―3、210―140―2、210―143―3、210―176―3、210―184―2、210―184―4、210―184―5、210―184―6、210―184―8、210―184―9、240―35―5、240―35―6

○国土交通省告示第二百九十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第九号および昭和四十一年建設省告示第三千六百十六号で指定した土地の区域を除く。）

滋賀県長浜市木之本町古橋

字北谷　七七一番一　一号

一〇六六番一　二号

一〇五七番　六号

字谷ヶ平　一〇六五番一　三号

一〇六三番一　四号

一〇六〇番　五号

字引尾　九六〇番四　七号

九五九番　八号

九五八番三　九号

九五八番一　十号

字中の谷　九〇四番　十一号

字南谷　九〇三番　十二号

九〇二番　十三号

七九七番　十五号

七九四番　十六号

七九一番一　十七号

字小豆谷　八九九番　十四号

字春日谷　七九三番二　十八号

七七九番一　十九号から二十一号まで

○国土交通省告示第二百九十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十二日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

横ヶ洞川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十三年内務省告示第六十二号で指定した土地の区域を除く）

岐阜県加茂郡八百津町

野上字横ヶ洞　二一八八番四　一号

二一八八番八　二号

二一八六番　三号及び四号

二一八七番四　八号

二一八八番九　九号

八百津字横ヶ洞　七九八七番四　五号及び六号

七九九一番三　七号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

米山寺浦

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岐阜県加茂郡八百津町野上

字宮後　一〇〇六番六　一号

一〇〇八番四　二号

一〇〇四番一　十一号

一〇〇六番四　十二号

字米山寺浦　二二三三番二　三号及び四号

二二三三番一　五号及び六号

二二三二番　七号

二二二九番一　八号及び九号

二二三〇番二　十号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

菖蒲東谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

岐阜県可児郡御嵩町中

字真名田洞　一六五八番一

二六五五番から二六五七番まで

字笠洞　二六五九番一

○環境省告示第十五号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年三月二十二日

環境大臣　松本　龍

表1―（4，6―ジメトキシピリミジン―2―イル）―3―［2―（ジメチルカルバモイル）―5―ホルムアミドフェニルスルホニル］尿素（別名ホラムスルフロン）の項の次に次のように加える。

カルシウムシアナミド（別名石灰窒素）及びシアナミド	シアナミドとして670μg／l
（1R，3S）―2，2―ジクロロ―N―［(R)―1―（4―クロロフェニル）エチル］―1―メチルシクロプロパンカルボキサミド、（1S，3R）―2，2―ジクロロ―N―［(R)―1―（4―クロロフェニル）エチル］―1―メチルシクロプロパンカルボキサミド、（1R，3S）―2，2―ジクロロ―N―［(S)―1―（4―クロロフェニル）エチル］―1―メチルシクロプロパンカルボキサミド及び（1S，3R）―2，2―ジクロロ―N―［(S)―1―（4―クロロフェニル）エチル］―1―メチルシクロプロパンカルボキサミドの混合物（別名カルブロパミド）	370μg／l